

# 平成 28 年度人事院勧告について

## (1) 平成 28 年度人事院勧告の解説

### 本年の勧告のポイント

#### 28 年度は月例給、ボーナスともに引き上げ（3 年連続）

	月例給	特別給（ボーナス）		平均年間給与の増減	
	勧告内容	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成24年	改定なし	3.95月	0月	0万円	0%
平成25年	改定なし	3.95月	0月	0万円	0%
平成26年	0.27%△	4.10月	0.15月△	7.9万円△	1.2%△
平成27年	0.36%△	4.20月	0.10月△	5.9万円△	0.9%△
平成28年	0.17%△	4.30月	0.10月△	5.1万円△	0.9%△

3年続けて  
引き上げ

(最近5年間の給与勧告実施状況)

#### 扶養手当の見直し

	配偶者	子	父母等	職員に配偶者がいない場合 の扶養親族1人
平成28年	13,000円	6,500円	6,500円	11,000円
平成29年	10,000円	8,000円	6,500円	子10,000円 父母等9,000円
30年以降	6,500円	10,000円	6,500円	左の通り

#### <月例給>

- ①民間給与との較差 708 円(0.17%)を埋めるため俸給表と本府省業務調整手当を引き上げ。
- ②初任給は民間との間に差があることを踏まえ行政職(一)の初任給を1,500円引き上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、400円の引き上げを基本に改定。

#### <期末・勤勉手当(ボーナス)>

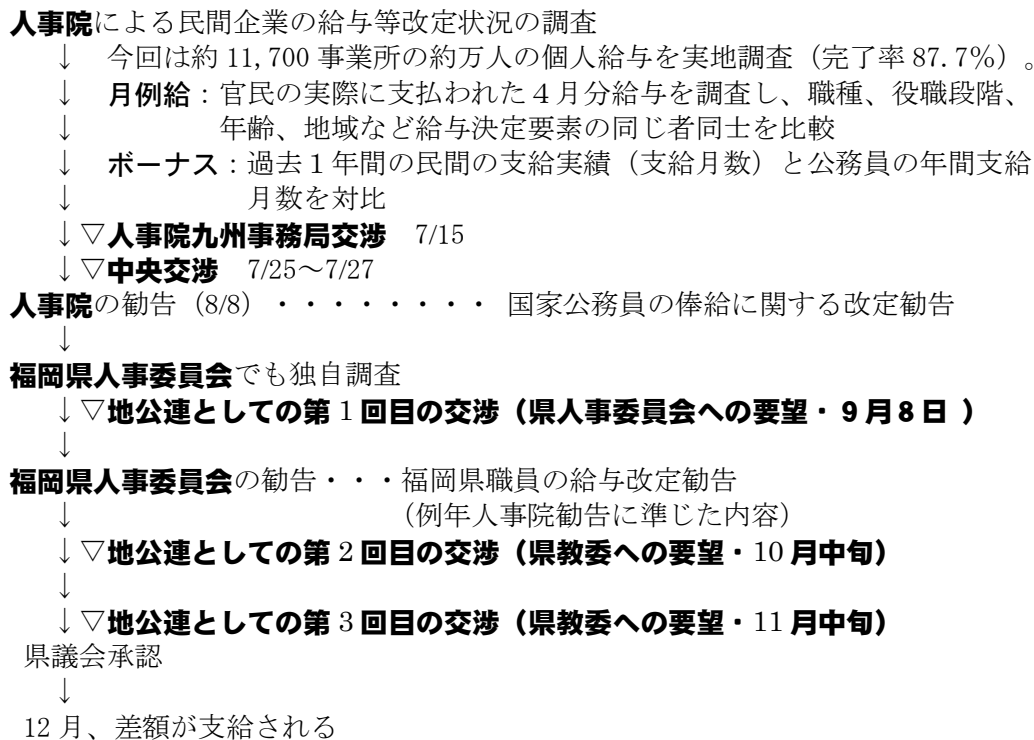
民間の特別給の支給実績4.32月と公務の支給月数4.20月の均衡を図るため、公務を0.10月分引き上げ、4.30月に改定。引き上げ分は、民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分。

#### <扶養手当の見直し>

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げ(配偶者及び父母等:6500円 子:10000円)

## (2) 今後の対策について

### 福岡県職員の給与改定の流れ



### 県に対する福岡教育連盟の基本姿勢と要望内容

- 県財政難の折、福岡県地方公務員団体連絡会議（「地公連」＝福岡教育連盟・福岡県立学校事務職員組合・福岡県公立小中学校事務職員組合・福岡県公立学校教職員組合）としても財政再建へ向け協力姿勢をとりながら、地方分権の流れに沿った、本県独自の勤務条件・待遇改善を求める。
- 25 年ぶりに 3 年連続の月例級・ボーナスの引き上げ勧告を行った人事院勧告に基づき、福岡県においても、民間賃金の動向を踏まえるとともに、職員の士気の向上と人材確保につながる勧告内容となるように要望する。
- 「地域手当」については、国家公務員とは異なる人事政策上の問題点を指摘し、地方公務員の現状を踏まえたものになるよう強く要望する。
- 「人事評価の給与への反映」については、行政職とは異なる人事政策上の問題点を指摘し、学校現場の現状を踏まえ、職員の士気の向上につながるものになるよう要望する。

